

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- ④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ⑦ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑧ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ⑨ 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑭ 事務職員は、事務をつかさどる。
- ⑮ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑯ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑰ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ⑱ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- ⑲ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

※中学校、義務教育学校、特別支援学校に準用。高等学校、中等教育学校には第4～17項・19項を準用。

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- ④ 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- ⑤ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ⑥ 技術職員は、技術に従事する。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。
- ④ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十三条 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。
- 3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。
- 4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五条 小学校においては、保健主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。
- 3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第四十六条 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。

- 2 事務長及び事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。
- 4 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十七条 小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

※第43条～第47条については、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用（ただし、高等学校、中等教育学校、特別支援学校においては、第46条を除く）。

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。
- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。
- 3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

※第70条・第71条については、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用。

第八十二条 高等学校には、事務長を置くものとする。

- 2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

※第82条については、中等教育学校、特別支援学校に準用。